

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
（有害図書類とする写真等の内容）		
第五条 条例第二十一条第二項第一号から第三号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。		
一 略		
二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの）を含む。）		
ア 略		
イ 強制性交等その他の陵辱行為		
ウ及びエ 略		
（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）		
第十条 条例第三十条の二第一項第二号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。		
（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）		
第十条 条例第三十条の二第二項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。		
一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報ファイルタリングサービスの内容		
二 保護者が青少年有害情報ファイルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第三十条の二第二項に規定する青少年有害情報ファイルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する理由書の提出が必要であること。		
二 保護者が青少年有害情報ファイルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第三十条の二第二項に規定する青少年有害情報ファイルタリングサービスの有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をすること。		
二 保護者が青少年有害情報ファイルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由が必要であること及び同項に規定する理由を記載した書面又は電磁的記録の提出		

	改 正 前	改 正 後
	が必要であること。	